

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年12月期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)第2四半期報告書を2023年8月8日付で提出いたしました。これに伴い、2023年4月7日付で提出した有価証券届出書並びに2023年5月12日付、2023年7月27日付及び2023年8月4日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするとともに、添付書類「2023年12月期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)第2四半期の連結業績の概要」を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2023年12月期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)第2四半期の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第33期（自2022年1月1日 至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第34期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日） 2023年5月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月27日）までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第33期（自2022年1月1日 至2022年12月31日） 2023年3月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第34期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日） 2023年5月12日関東財務局長に提出

事業年度第34期第2四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日） 2023年8月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月8日）までに、次の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年3月23日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年7月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年7月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年8月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。